

## 埋蔵文化財包蔵地所在照会書

※この書面は農地転用申請では使用できません。

令和 年 月 日

照会者	氏名		電話	
			FAX	
照会地	刈田郡蔵王町		面積	約 <span style="float: right;">㎡</span> 坪
	現況	水田 畑地 山林 宅地 (既存建物: 有・無) その他 ( )		
照会目的	(1) 土地評価 (2) 住宅建設 (自己用・建売・集合) (3) その他建物 ( ) (4) 建柱 (5) 上下水道 (6) 造成 (7) 土砂採取 (8) その他 ( )			
予定工期	(1) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (2) 未定			
添付書類	(1) 位置図 (2) 工事計画図等 (3) なし			

この線より上に必要事項をご記入下さい (太枠内は必ずご記入下さい)

## 埋蔵文化財包蔵地所在回答書

上記の照会地における埋蔵文化財包蔵地の所在について、下記のとおり回答します。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲については調査の進展によって変更されますから、本回答から6か月以上の期間を経過した後に工事等を実施する場合は改めて照会してください。

令和 年 月 日

回答内容	上記の照会地における遺跡の有無と工事等を実施する場合の手続き(文化財保護法関係)			
	周知の埋蔵文化財包蔵地に <b>該当</b>	遺跡名 (遺跡登録番号 )	※埋蔵文化財の保存について協議が必要です。協議書を提出して下さい。	
	周知の埋蔵文化財包蔵地に <b>隣接</b>	遺跡名 隣接地 (遺跡登録番号 )	※埋蔵文化財の保存について協議が必要です。協議書を提出して下さい。	
	周知の埋蔵文化財包蔵地 <b>非該当</b>	(1) 遺跡の所在が想定されます。 ※埋蔵文化財分布調査(試掘調査を含む)が必要です。依頼書を提出して下さい。		
		(2) 遺跡の所在は想定されません。 ※工事にあたり手続きは必要ありませんが、埋蔵文化財の性質上、不時発見される可能性があります。工事中に土器の出土などにより埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく連絡してください。		
回答者	連絡先	蔵王町教育委員会 生涯学習課 文化財保護係 電話 0224-33-2328 FAX 0224-33-3831		
備考				